

低入札調査基準価格（失格判断基準）および最低制限価格について

瑞浪市では、契約内容に適合した施工や公共工事の品質を確保する観点から、工事又は製造の請負にかかる入札において、低入札価格調査の実施および最低制限価格の設定を行っています。

平成26年4月1日以降に公告または指名通知を行う案件から、次のとおり適用しますのでお知らせします。

（令和3年4月1日に規則等を一部改正しました。）

1. 低入札調査基準価格および失格判断基準について

低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、低入札価格調査を実施し、契約内容に適合した履行が可能かどうかを判断したのち、落札者を決定します。

また、失格判断基準を下回った入札については、無効とします。

(1) 対象となるもの

原則として予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負

(2) 低入札調査基準価格の算出方法

入札書記載金額が、低入札調査基準比較価格（低入札調査基準価格の税抜額）を下回った場合に、低入札価格調査を実施します。

低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった額から、次の式により算出します。

$$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.10$$

（ただし、予定価格の7.5割から9.2割の範囲内）

(3) 失格判断基準の算出方法

入札書記載金額が、失格判断基準を下回った場合は、無効とします。

失格判断基準は、次の式により算出します。

$$\text{失格判断基準} = \text{入札書比較価格（予定価格の税抜額）} \times 0.7$$

(4) 低入札調査基準価格を下回る落札者との契約について（専任技術者の増員）

主任技術者又は監理技術者とは別に、これらと同等の資格を持つ技術者（一般競争の場合は入札参加資格を満たす技術者）を、専任で1名現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に配置することを義務付けます。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が配置することとします。

2. 最低制限価格について

入札書記載金額が、最低制限価格の税抜額を下回った入札については、無効とします。

(1) 対象となるもの

予定価格が130万円超かつ1億円未満の工事又は製造の請負

※総合評価落札方式による場合は、最低制限価格を設定しません。

(2) 最低制限価格の算出方法

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times 0.7$$